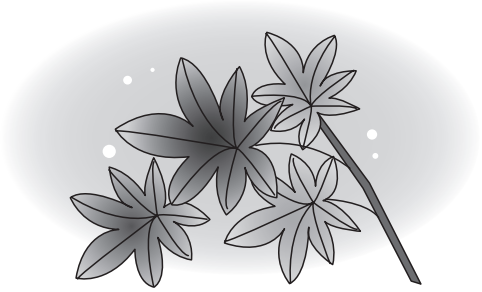
連絡センター通信



2008年10月15日発行　第145号

発行　東京消費者団体連絡センター
〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18（東京都生協連会館内）
TEL：03-3383-7991　FAX：03-3383-7840
e-mail：yano@coop-toren.or.jp
H P：http://www.coop-toren.or.jp/
発行責任者　矢野　洋子

●目 次

◇2009年度東京都予算への要望を申し入れ …… p.1
◇2009年度東京都予算への要望事項 …… p.2,3
◇全国消費者大会のご案内 …… p.3
◇「悪質な訪問販売お断り！」シールの活用アンケート結果、他 …… p.4

2009年度東京都予算への要望を東京都と都議会公明党・民主党・共産党に申し入れました

2009年度の東京都予算編成期にあたり、東京消費者団体連絡センターは８月27日石原東京都知事あてに、消費者行政の充実・強化について９項目と、食の安全・安心確保について３項目の要望書を７名の代表委員名を添えて提出しました。（詳細は２，３ページ）

要望事項については、清宮真知子東京都生活文化スポーツ局消費生活部長との懇談と、都議会３会派（公明党、民主党、共産党）のヒアリングを通じて申し入れました。連絡センターからは、矢野事務局長、代表委員を含む連絡センター参加団体、東京都消費者月間事務局、連絡センター事務局が参加しました。

消費生活部長との懇談では、消費生活センター等の利用が、狭義の消費者問題テーマに限定されていることへの改善や、消費者行政予算の増減についての丁寧な情報提供を追加要望しました。３会派のヒアリングでは、消費生活相談員の処遇や築地移転問題、地デジ問題についての意見交換、防災、新インフルエンザ対応についての追加要望をしました。






東京消費者団体連絡センターの主な参加団体

NPO法人東京都地域婦人団体連盟、主婦連合会、東京都地域消費者団体連絡会、新日本婦人の会東京都本部、消費科学連合会、東京母親大会連絡会、東京地方労働組合評議会、東京借地借家人組合連合会、東京多摩公団住宅自治会協議会、東京都生活協同組合連合会、生活協同組合コープとうきょう、東都生活協同組合、生活協同組合パルシステム東京、生活クラブ生活協同組合・東京、東京南部生活協同組合、葛飾区消費者団体連合会、大田区消費者団体連絡協議会、多摩のくらしを考えるコンシューマーズネットワーク、羽村市消費者団体連絡会　　他

計25団体

2009年度東京都予算に関する要望事項

1 消費者行政の充実・強化に関して

(1)改定された消費生活基本計画に基づき、積極的な具体的施策の展開を強く望みます。

10年ぶりに改定された消費生活基本計画を、関係部局では積極的に取り込んで具体的施策につなげてください。また、実施にあたっては、国の消費者行政一元化の動きを的確に捉えた実効性ある取り組みとなるよう切望します。

そのためにも、計画のアクションプランの策定と、それに基づいた年次評価を広く都民の声も反映して実施してください。

(2)東京都消費生活総合センターの機能の充実・強化を求めます。

東京都消費生活総合センターでは今年度も、土曜特別相談の実施、多重債務者の救済をめざしての相談者へのフォローアップを充実させた「東京モデル」による相談受付、消費生活相談支援サイトの実施、など先進的な取り組みがなされました。なおいっそうのセンターの機能の充実・強化を求めて、特に以下の項目について具体化を要望します。

①相談窓口の土曜開設や平日の相談時間の延長を、体制の整備を勘案しながら実施や検討を進めてください。

②相談員の処遇改善や雇用の安定を図ってください。

③区市町の相談窓口の充実・強化が図られるよう、支援を強めてください。

④実習実験室の活用を進め、機能強化を図ってください。

(3)多摩消費生活センターの機能発揮・活性化を進めてください。

2008年3月の移転に伴い、施設や設備がリニューアルされ、消費者・消費者団体からも歓迎されています。多摩地域エリアでの消費生活センターとして、位置づけられている機能を十分に発揮し、消費者・消費者団体とも大いに協働して活性化を進めてください。

(4)悪質な事業者に対する取締りを強めてください。

東京消費者団体連絡センターでは、「悪質な訪問販売お断り！」シールを作成し、その活用を通して消費者被害の未然防止や悪質事業者が近づきにくいまちづくりに協力しているところですが、悪質事業者に対する取締り強化は、今年度の第2回インターネット都政モニターアンケートにおいても88%の要望となっています。

引き続きの取り組みとともに、国に対しても法制度整備について積極的に働きかけてください。

(5)適格消費者団体への情報提供・連絡調整の取り組みをすすめ、訴訟費用の援助制度について検討してください。

(6)東京都消費者月間事業の充実・発展を図ってください。

消費者・事業者・行政の協働の取り組みとその拡がりが求められています。消費者・消費者団体の主体性が活かされる協働事業として、また消費者が学び、消費者団体相互が連携を強める場として東京都消費者月間事業の果たす役割は大きく、その充実と発展を図るとともに、協働の取り組みを推進してください。

(7)求められている消費者情報の充実と効果的な提供を進めてください。

今年度の第2回インターネット都政モニターアンケートによれば、都民向けの消費者情報の提供について77%が不十分だと答えています。都民の消費生活向上のためにも、都や区市町の消費生活センター・消費者相談窓口の周知や、商品ついての危険情報の早期提供、新たなサービスや制度についてのタイムリーでわかりやすい情報提供など、求められている消費者情報の充実と効果的な提供に取り組んでください。

(8)消費者教育の積極的な推進を図ってください。

「自ら考え、行動する」消費者育成のために

は、早い時期からの消費者教育が重要です。教育現場での積極的な推進を求めます。

また、食糧問題や食料自給率、食品残渣などの課題に対応した食育を消費者教育とも連携させて、その取り組みを進めてください。

(9)商品価格の高騰、食料不足への不安等、消費生活への不安に対し、適切な施策を講じてください。

食料品の安定供給や便乗値上げの監視、適正価格の確保等、安心できる消費生活を追及した、適切な施策を講じてください。

2 食の安全・安心確保に関して

(1)輸入食品の安全を確保する対策や、表示の適正化を進めてください。

食品の安全性に対する不安が続く中、輸入食品の残留農薬、遺伝子組み換え食品及び残留放射能の検査の実施や事業者への監視指導、などの強化を図ってください。

今年度東京都では、国に先駆けての調理冷凍食品の原料原産地表示に取り組まれ、消費者の安心できる商品選択の確保につながり、評価しているとことです。しかし、食品偽装が後を絶たず、表示への不信も続いています。事業者へのコンプライアンスに対する指導と、表示の適正化を進めてください。

(2)築地市場の移転問題に関して、卸売市場での安全な環境を確保してください。

築地市場の移転問題について、不安や疑問の声が上がっています。都民への情報提供や意見交換会などを通して、それらの解消に努めるとともに、卸売市場での安全な環境を確保してください。

(3)BSE 対策については、予防原則の立場を貫いた施策を講じてください。

特定危険部位除去の完全実施、ピッシングの廃止などによる屠畜方法の改善を求めます。全頭検査の実施継続とともに、リスクコミュニケーションを進めてください。外食表示についても徹底を図ってください。

第47回

全国消費者大会のご案内

今こそ変えよう！ 消費者主役の社会へ

日時

2008年11月4日(火)
10：30～16：30

午前の部 全体会
10：30～11：50

基調講演

「誰もが人間らしく生きられる社会を!」(仮)

湯浅　誠さん
(NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長、反貧困ネットワーク事務局長)

午後の部 分科会
13：00～16：30

●環境　●食　●消費者政策
●税・社会保障　●平和

場所
国立オリンピック
記念青少年総合センター



参加費
無料
資料代 1,000円

申し込み・問い合わせ先

全国消費者団体連絡会
03-5216-6024
http://www.shodanren.gr.jp/Annai/188.htm

「悪質な訪問販売お断り！」シールの活用がすすみました

悪質な訪問販売や電話勧誘などによる消費者被害の未然防止や拡大防止のために、東京都消費生活条例が身近な場で役立てられるように、東京消費生活センターが４月に作成した「悪質な訪問販売お断り！」シールは、多方面からの申し込みがあり、その活用がすすみました。朝日新聞での紹介記事や、東京都の協力による区市町の相談窓口担当への案内・町会連合会への紹介で、反響もありました。８月には申し込み団体や利用者にアンケートを実施し、シールの活用状況を中心に意見を聞きました。



シールと活用チラシの配布先、枚数

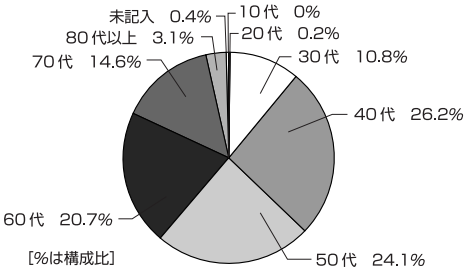
●44団体、８個人に47，238枚を配布（９月30日現在）
（東京消費者団体連絡センター参加団体、都や区・市の消費生活相談窓口、大学・医療・地域の生協、自治会や町会など）

●申込団体（者）では、会議や学習会、出前講座、イベント等で、参加者にシールや活用チラシの説明をしながら配布の取り組みがされました。

アンケート結果から

＜シールの利用について＞　回答協力者　414人（貼った人206人、貼らなかった人201名、未記入７人）

①年齢構成

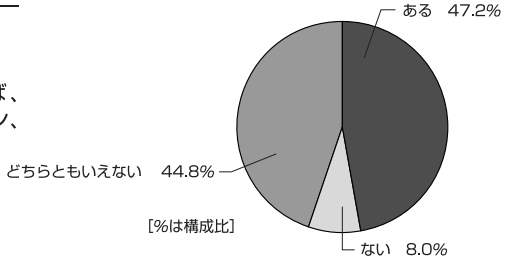


②シールを貼った場所

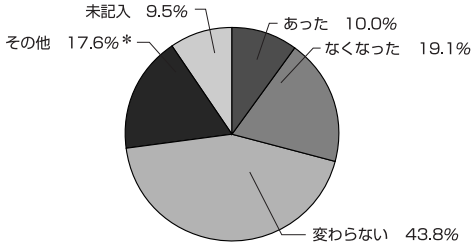
＜大きいシール＞
ドア、ポスト、インターフォン、玄関など

＜小さいシール＞
電話機、電話機のそば、冷蔵庫、インターフォン、玄関など

③シールを貼ってからの安心感
…約半数の方が安心感を得てます



④シールを貼ってからの悪質な訪問販売はありましたか
…来なくなったのは約２割



＊電話での勧誘や風俗のチラシ入れがある、在宅していないのでわからない

⑤次のことはご存知ですか（複数回答）
…消費者相談窓口を知っているのは約半数

- ●地域の消費生活相談窓口 …… 234人（56.5%）
- ●東京都消費生活相談窓口 …… 199人（48.0%）
- ●東京都消費生活条例があること …… 158人（38.2%）
- ●条例改正された悪質事業者への規制内容 …… 67人（16.2%）

＜シール申込者・利用者からの取り組みについての意見＞
シールの取り組みは大変良い・シールを貼ってあることで安心感につながる・活用チラシ・シールの配布により、気づきや消費者啓発にもなった・悪質訪問販売への抑制力になる・マンションではシールを貼りにくい・シールを貼ることで、嫌がらせが怖い・もう少しおしゃれな感じにできないか・防水してほしい、など。

新たに40万枚が発行されました

反響の広がりを受け、新たに東京都消費者月間事業の一環として40万枚が発行されました。町会連合会や消費者月間実行委員会、消費者団体連絡センターを通してさらに活用が広がり、悪質事業者が近づきにくいまちづくりに貢献しそうです。



取り組みを発表します

10/17、18
くらしフェスタ東京2008「見て　聞いて　話そう！交流フェスタ」でパネル展示
会場：新宿西口広場イベントコーナー

12/1
全国消費者フォーラム「第３分科会」で発表
会場：アルカディア市ヶ谷私学会館

編　集　後　記

食の安全・安心が脅かされる事態が相次いでいる。事故米穀の不正規流通、中国での粉ミルク・飼料等へのメラミン混入、こんにゃくゼリーによる17人目の死亡事故、偽装表示、等々。行政・事業者の責務を、事態の全容解明、再発防止策の構築と共に厳しく問うていきたい。